

限定の含意——副詞 just の意味と談話機能

友 澤 宏 隆

1. 序説

英語の副詞 just は、他の多くの基本的な語と同様に多様な意味で用いられ、その意味の広がり適切に捉えることは英語の語彙の意味研究の興味ある課題の一つである⁽¹⁾。Lee (1987) および Lee (1991) は just の意味の構造について論じた先行研究であるが、このうち後者では just の意味の記述のための基準として次の5つのカテゴリーを提示している⁽²⁾：

- (1) depreciatory (軽視的) : “Why don't you buy it?” “I just don't like it.” (Lee 1991 : 43)
- (2) restrictive (限定的) : I just notice it at night. (Lee 1991 : 60)
- (3) specificatory (指定的) / marginal (境界的) : It happened just before midnight. (Lee 1991 : 43)
- (4) intensificatory (強意的) : The shop is just near the bank. (Lee 1991 : 55)
- (5) emphatic (強調的) : He is just amazing. (Lee 1991 : 52)

これらの意味カテゴリーは、just とそれが生じる発話のコンテキスト要素との相互作用 (interaction) の結果生じるものとして設定されたものである⁽³⁾。(1) は「(単に) ただ……だけにすぎない、ただ……なだけだ、ただの……だ (だから大したことではない)」ということで、just は話者がその事態の重要性・意義を軽く／低く評価していることを表すものである。次の例も参照：

- (6) That's not serious, it's just a cyst. (Lee 1991 : 60)
- (7) That's to be used if you get a high fever. If you've just got a cold, there's no point in using it. (Lee 1987 : 379)

(2) は「……の場合にだけ……だ、(ただ) ……だけ……だ、(ただ) ……だけだ」ということで、just はいくつの場合／事物の中で他の事例を排除してある特定の事例に関してのみその事態が成立することを表すものである。次の例も参照：

(8) Just in the last three days I've been down in Sydney. (Lee 1987: 387)

(9) Through the day I don't seem to need it—it's just the nights. (ibid.)

(3) は「ちょうど……, ちょうど今……」ということで, just はある明確に定められた基準を境として空間・時間が二つの対立を成す均質的な領域に分割される場合((3)の場合ならば,「午前零時」という明確な基準時を境として「それよりも前」と「それよりも後」という対立を成す均質的な時間的領域に分けられる), その事態(に關係する事物)がそこで表現されているほうの領域(「午前零時よりも前の領域」)の中のその境界に近接した(すなわち, marginal な)部分(「ちょうど午前零時前の時」)に位置づけられることを表すものである。次の例も参照:

(10) It hurts just below my elbow. (Lee 1991: 48)

(11) I'm just finishing my homework. (Lee 1987: 390)⁽⁴⁾

(4) は「ちょうど……, まさに……」ということで, just はある明確な限界を基準として定められる空間的・時間的領域に関して((4)の場合ならば,「その銀行の建物および(それと換喩的に關係づけられる)敷地の周囲に最大限接近した部分を限界として定められる, その周囲に近接した空間的領域」に関して), その事態(に關係する事物)がその領域の中のその限界に顕著に接近した部分(「その銀行の建物および敷地のすぐ近くの所」)に位置づけられることを表すものである。次の例も参照:

(12) The helicopter hovered just above the roof. (Lee 1991: 58)

(13) The car stopped just outside the bank. (ibid.)

(5) は「まったく……だ, 本当に……だ」ということで, just はその事態における主体が示す性質・状態(=just の直後に置かれた述部要素が表すもの)などの意味を強める働きをするものである。次の例も参照:

(14) The performance was just dazzling. (Lee 1991: 52)

(15) It was just impossible. (Lee 1987: 393)

これらの意味カテゴリーの間の境界には不確定性があり, さまざまな条件のあり方によって実際の just の用例の所属カテゴリーの解釈は必ずしも唯一的になるとは限らず, 異なるカテゴリーへの帰属が許容されたり, 帰属の確定が困難な例が存在したりするとされる⁽⁵⁾。

Lee の分析は just の意味構造の全貌の把握に向けての有意義な展開であると言えるが, 本稿では Lee (1991) および Lee (1987) の just の意味カテゴリーのうち, まず上述の (1) と (2) のカテゴリー(「軽視的用法」と「限定的用法」)に焦点を

当て、具体例を挙げながらその諸相を概観し、この二つのカテゴリーの関連のあり方について考察していく。さらにその上で、「限定的用法」のさまざまな可能性について新たな観点から追究し、just の意味の構造の一端を明らかにすることを試みる。以下で見るように、「限定的用法」の just が現実の発話のコンテキストにおいて担う意味の実態は多様であるが、この意味カテゴリーに妥当な位置づけと特徴づけを与え、それに基づいてその談話における機能を適切に捉えることによって、この用法の諸相——〈限定の含意〉と呼ぶべきもの——の構造的な把握に努めたいと思う。基本的な語彙項目の意味の拡がりを理解するために要請される視点を提示することが本稿の目標である。

2. just の意味カテゴリー——「軽視的用法」と「限定的用法」

2.1 「軽視的用法」と「限定的用法」の諸相

Lee による just の意味カテゴリーのうち、「軽視的用法 (depreciatory)」に属する just は、「限定的用法 (restrictive)」(および「指定的用法 (specificatory)」)の just と異なり、その文が表す命題内容に対する「話者の態度 (speaker attitude)」を表明することに関わるものである (cf. Lee 1987: 379, 384, 385, 392; Lee 1991: 47, 51, 59)。先に挙げた次の例を見よう：

- (7) That's to be used if you get a high fever. If you've just got a cold, there's no point in using it.

just はそれが関連する命題 (= 「(相手が) 風邪をひいたこと」という命題) がその重要性・意義の点で限定されたものである (すなわち、「(相手が) 高熱を出した場合」と比べると) 「風邪」なら大したことはない」と話者が見なして、それを軽視 (downplay/minimize) していることを表している⁽⁶⁾。これに対して「限定的用法」や「指定的用法」の just の場合は、その意味は文の命題内容そのものの一部を成すものである：

- (8) Just in the last three days I've been down in Sydney.

- (10) It hurts just below my elbow.

これらの場合、just は第一義的にその文の命題内容自体に貢献する意味を表すものであり、命題内容に対する「話者の態度」の表明に直接的に関わっているわけではない。これに関して Lee は種々の用法の just に共通する意味要素として「限定 (restriction)」の概念を仮定し、それが「概念的部門 (ideational component)/命

題的部門 (propositional component)」に適用されたものが「限定的用法」や「指定的用法」であり、それとは異種の「対人的部門 (interpersonal component)」に適用されたものが「軽視的用法」であるとしている (cf. Lee 1987:392; Lee 1991:64)。

また、「軽視的用法」の just は、それが関係する命題に関する論理的含意 (entailment) において「限定的用法」の just とは異なる性質を示す (Lee 1991:60)。次の例を見よう：

(2) I just notice it at night.

(2') I notice it at night.

(2) は「限定的用法」の例であるが、この場合 (2) は次の命題 (16) を論理的に含意 (entail) するのに対して (2') はそうではない (すなわち、(2)→(16) は成立するが (2')→(16) は成立しない)⁽⁷⁾：

(16) It is not the case that I notice it at all times.

これに対して、「軽視的用法」の just の場合は、同様の論理的含意上の対照を示すような命題は見出し難い。次の例を考えよう：

(17) It's just a cold.

(17') It's a cold.

(17) は「軽視的用法」の例であるが、この場合 (17) が論理的に含意するのに (17') はそうではないような命題 (すなわち、(17)→P は成立するが (17')→P は成立しないような命題 P) は想定が困難であり、論理的含意の可能性に関しては (17) と (17') は実質的に相違がないと言える。これは「軽視的用法」の just は関連する命題内容に対する〈話者の態度の表明〉に関わるものであって、「限定的用法」のように命題内容それ自体を成す意味を提供するものではないことに基づくものと考えられる。

さらに、「軽視的用法」の just によってその文の命題内容の重要性・意義に対して話者が限定的な評価を下す場合、および「限定的用法」の just によってその文の命題内容が限定されたものであることを表す場合、話者はその命題内容に対応する事態を他の事態との比較対照に基づいてそのような態度の表明を行なうのが一般的である (Lee 1987:378, 379, 386; Lee 1991:61)。前に挙げた次の例を見よう：

(6) That's not serious, it's just a cyst.

(2) I just notice it at night.

(6) の場合、just が関わる命題内容に対応する事態 (=それが嚢胞であること) に

対する話者の軽視的態度はコンテキスト内に示された他の事態（＝それが（より）重い症状・疾患であること）との比較の上で表明されたものであり、(2) の場合は *just* が関わる命題内容に対応する事態（＝私がそれに気づくのは夜だけであること）は他の事態（＝私がそれにいつも (at all times) 気づくこと）との対照の上で提示されているものである。Lee (1987:379, 386; 1991:61) は前者の事態を「焦点プロセス (focal process)」, 後者の事態を「参照対象プロセス (referent process)」と呼び、後者は (6) のようにコンテキスト内に明示される場合もあればそうでない場合もあるとしている。次の例は「参照対象プロセス」が明示されていない場合である：

(18) That one's *just* a cyst. (1987:380)

これは (6) と比較できる例であるが、(6) では同じ文の中に「参照対象プロセス」（＝「（より）重い症状・疾患」）が明示的 (explicit) に示されているのに対して、(18) ではそれが明示的には示されておらず、単に暗示的 (implicit) に示される形になっている。さらに、「軽視的用法」の *just* の中には、たとえ「参照対象プロセス」が暗示的に設定されてもやりとりの参与者にとってその際立ちが低いものであるか、あるいはそもそも比較対照のために参照されるプロセスが設定できない場合も存在する。後者の場合、話者による軽視的態度の表明は相対的ではなく絶対的なものとなる。次の例を見よう：

(19) Now we'll *just* check your blood pressure. (Lee 1987:382)

(20) *Just* hop up on the bed. (ibid.)

(19) は「暗示的対照用法 (implicit contrastive use)」と「非対照用法 (non-contrastive use)」の境界線上に位置する例、(20) は「非対照用法」の例である。後者は命令文 (imperative) であり、この場合 *just* は命令文が表す指図の内容が相手にとって負担をかけない軽いものであり、相手が指図に従うことが相手の「顔」に影響を及ぼすものではないという話者の意思を暗に示すものである。そのような意味で、この *just* は指図の内容をより丁寧 (polite) なものにして「モーダル化 (modalize)」する機能を持つとされる (Lee 1987:383)⁽⁸⁾。

2.2 「軽視的用法」と「限定的用法」の関連性

上では Lee による *just* の意味カテゴリーの種類である「軽視的用法」と「限定的用法」に焦点を当て、いくつかの例を検討しながらその諸相を見てきたが、次にさらなる例の検討によってこの両カテゴリーの関連性について考察を進めることに

する。

序説でも述べたように、just の種々の意味カテゴリーの間の境界には不確定性があり、さまざまな条件によって実際の just の用例は所属カテゴリーの唯一的な解釈を許すとは限らず、カテゴリーの帰属をめぐる問題が生じる可能性をはらんでいる。「軽視的用法」と「限定的用法」に関して言えば、2. 1 で述べたようにこの二つの用法は just の共通の意味要素である「限定 (restriction)」の概念が適用される部門の違いに対応し、両者は異なるカテゴリーとして一応区別されるものであるが、「限定的用法」は「軽視的用法」を導く可能性があり、これらの用法の間の密接な関連性が示唆されている (Lee 1987:386; Lee 1991:63)。次の例を見よう：

(21) I just notice it when I get like this. (Lee 1987:384, 386)

(22) D: Ever had anything seriously wrong with you?

P: No, just this eye thing. (Lee 1991:63; Lee 1987:379)

(23) I just want a prescription for my pill. (Lee 1991:63; Lee 1987:380)

これらの場合、just は「限定的用法」に分類することができるが、同時にそれは「軽視的用法」の例としても解釈することが可能である。たとえば (22) の場合、just によって問題のある箇所が特定の一つの箇所に限定されることが示されており、その意味で just は「限定的用法」であると言えるが、この場合そのような「問題の箇所が限定されたものであること」によって、話者のその事態に対する「軽視的態度 (= そのように限定されているからそれは大したことではないという姿勢)」が示されている。(23) の場合は just によって主体 (= 話者) の目的が特定の一つの目的に限定されることが示されており、やはり just は「限定的用法」であるが、「主体の目的が限定されたものであること」によって、話者はその事態を「軽視的」に捉えていることが示されている。

このような「限定的用法」の just が「軽視的」な意味を持つと認められる場合には、「軽視的用法」として Lee が挙げている例の中で、「限定的用法」との関連について言及されていないものも含まれる。前に挙げた次の例を見てみよう⁽⁹⁾：

(20) Just hop up on the bed.

これは医師が患者に指示を出しているもので、前述のように just は命令的意味の緩和に関わるモーダル化の機能を担うものであるとされるが、この場合、所属カテゴリーの可能性として「軽視的用法」は唯一的なものと言ってよいであろうか。「軽視的」以外の解釈として、(20) は上の (21)―(22) と同様、just に「限定的」な意味が認められる余地があると思われる。すなわち、この場合話者 (= 医師) か

ら相手 (= 患者) に出す指示はこれ以外にはなく、これはこの場面における話者から相手への「唯一の指示」として提示されていると解釈するのが自然であると思われる。また、ある場面において話者が相手に指示を出すことは、話者がその場面における問題解決のために相手に行動を要求することであり、相手に対して話者がその場面における問題解決のための必要条件を提示することである。そうすると、話者から相手に対して唯一の指示を出すということは、相手に対して話者が問題解決のための唯一の必要条件 (すなわち、必要十分条件) を提示するということになる。次の各例も同様である：

(24) Just sign here. (小西 (編) 1989: 981)

(25) How can I get ahead?—Plain as can be: just own some real estate.

(Bolinger 1977: 174; 小西 (編) 1989: 981)

(26) Shun: Excuse me, what do I write here?

Woman: Just write your hotel address. (堀口ほか 2009: 22)⁽¹⁰⁾

それぞれの意味を示すと、(24) は「ここにサインだけしてください (それ以外は必要ありません)」, (25) は「どうすれば金持ちになれるかなあ? — わかりきっているじゃないか、不動産を手に入れさえすればいいのさ」, (26) は「すみません、ここには何を書くんですか」「ホテルの住所を書いておいてもらえればいいです」ということである。これらの場合、いずれも just は話者から相手への〈(その場面における) 問題解決のための唯一の必要条件 (= 必要十分条件) の提示〉に関わる働きをしていると解釈することができる。同様の機能は、慣用表現の a matter of (+ V-ing) とともに用いられた just においても認められる：

(27) Planning a project is just a matter of working out the right order to do things in. (OALD⁶, 'matter')

(28) Baking a cake isn't difficult—it's just a matter of following a recipe. (CALD³, 'matter')

(29) Cooking lasagna isn't difficult—it's just a matter of following a recipe. (= this is all that needs to be done) (CDAE, 'matter')

(30) It's just a matter of an apology (or of apologizing) and then the argument will be over. (PESD, 'matter')

(27) は「プロジェクトの計画を作るには物事を行なう正しい順番を決めさえすればよい」, (28) は「ケーキを焼くのは難しくない — 調理法どおりにやればよいだけのことだ」ということである。これらにおける a matter of は、辞書では“(a)

thing that pertains to or depends (solely) on (*COD*⁷),” “a thing that relates to, depends on, or is determined by (*COD*⁹),” “a situation that involves something or depends on something (*OALD*⁶),” “something that needs or requires something (*OPED*),” “If something is a matter of confidence/luck/waiting, etc. that is all you need for it to happen (*CALD*³)”などと説明されていることからわかるように〈(問題解決のための) 必要条件の提示〉を表し、さらに *COD*⁷, *CALD*³ の定義から示されるようにその「必要条件」が実際は「唯一の必要条件 (= 必要十分条件)」である可能性を示唆している。そうだとすると、この場合 just は、「必要条件の唯一性」の付加あるいは強化に関わり、just a matter of という表現全体で「唯一の必要条件 (= 必要十分条件)」を明示するものであると言えるであろう⁽¹¹⁾。

上で考察した (20), (24)–(26) および (27)–(30) に関しては、(20) だけでなく、(24)–(26) および (27)–(30) の場合も、just は「焦点プロセスの事態は大したことではない」という〈話者の軽視的態度の表明〉に関わっていると見なすことは容易である。その意味で、これらの just は「軽視的用法」として分類できるものであるが、これらの場合、話者がそうした態度でその事態を捉えることは、上で述べた話者の相手に対する〈(その場面における) 問題解決のための唯一の必要条件 (= 必要十分条件) の提示〉と関連づけられるものである。これらの場合、話者が(その場面において) 相手に対して問題解決のために要求する行動としてただ一つのものを提示することによって、相手に求められる行動はそれだけであるから、相手がそれを実行することは大した問題ではないという話者の意識が生じ、「焦点プロセス」の事態の軽視的扱いが動機づけられることになると考えられる。すなわち、(20), (24)–(26) および (27)–(30) の場合、just は話者から相手への〈(その場面における) 問題解決のための唯一の必要条件 (= 必要十分条件) の提示〉、すなわち〈(その場面における) 問題解決のための必要条件 (の可能性) の限定〉への関与——「限定的用法」——がその本質的役割であり、〈焦点プロセスの事態に対する話者の軽視的態度の表明〉への関与——「軽視的用法」——はそれから導かれるものとして二次的に位置づけられるものではないかと考えられるのである。

2.3 「軽視的用法」の限界と「限定的用法」の多様性

上では、「限定的用法」の just から「軽視的」な意味が生じる場合について見てきたが、「限定的用法」のすべての場合が「軽視的用法」として解釈されるわけで

はなく、中には「限定的」でありながら「軽視的」ではない場合や、あるいは「限定的」であることが他の意味合いを伴っていると解される場合もある⁽¹²⁾。そのようなカテゴリーには、「軽視的用法」に属するものとして Lee が挙げている例の中のある種のものも含まれる：

- (31) If it's a viral thing, the anti-biotics won't do anything and it will just run its own course. (Lee 1987:380)

この場合、「焦点プロセス」は「その病気が一定の経過をたどって終息すること」、「参照対象プロセス」は「抗生物質が効果を発揮すること（そしてその結果、その病気を治すこと）」であり、全体の意味は「もしそれがウイルス性のものだったら、その抗生物質は効かないためただ症状が治まるのを待つだけである」ということである。この例の場合、事態の望ましさ（desirability）の程度においてはある意味では「焦点プロセス」のほうが「参照対象プロセス」よりも下ではあるが、それゆえに前者は話者による軽視の対象になると解されるとしている。あるいは、この場合「焦点プロセス」は通常の（すなわち、無標（unmarked）の）場合であり、通常は予期されない（すなわち、有標度の高い）「参照対象プロセス」と比べると（注目の対象としてはとるに足りないという意味で）話者の軽視の対象になるとも解しうるとしている。この説明に一定の妥当性は認められるかもしれないが、(31) が医師から患者への発言でありその主目的が患者を納得させることにあるとすれば、この場合 just は「焦点プロセス」に対する〈話者の軽視的態度の表明〉に関わるというよりはむしろ「焦点プロセス」の事態を「(通常) 想定される唯一の可能性として提示すること（すなわち、「その症状が自然に治まるのを待つだけであること／待つしかないこと、それ以外に対処の方法がないこと」を伝えること）」に関わるもの（すなわち、〈他の可能性の排除による、可能性の（唯一的な）限定〉に関わるもの）として特徴づけるほうが妥当ではないかと思われる。この〈想定される唯一の可能性の提示／可能性の限定〉という意味は、次のように「義務・必然性」の表現に関わる助動詞の *have to* とともに用いられた just にもしばしば認められる：

- (32) Antibiotics are not used to treat a viral illness and will not help it go away any faster—the illness typically just has to “run its course”.

(<http://www.townandcountypeds.com/test health fever.htm>)

- (33) My ex-husband just had to buy the most expensive one. (Leech 2004:80)

(33) は「私の前夫は一番高いものを買わないと気がすまなかったので、いつも一番高いものを買うことしかしなかった（そしてそれは自分にはどうしようもないことであった）」ということである。(31)－(33) の場合、just は〈可能性の限定〉に関わるので、意味カテゴリーの点では「限定的用法」として分類することができるが、それは〈話者の軽視的態度の表明〉という「軽視的用法」の解釈を強制するものではない。自然な解釈としては、「(通常) それ以外のあり方が存在しない」という〈可能性の限定〉ということは、「(話者が) それに対して軽視的な扱いをしてもよい」という楽観的な姿勢に傾斜したものというよりも、むしろ「(話者または相手が) それを避けることなく、やむをえない現実として受け入れる」という多少の悲観の超越を含んだものとして捉えたほうが妥当ではないかと思われる。すなわちこの場合、「限定的用法」の just は「軽視的用法」とは異なった意味合いを生じさせていると解するのが適当ではないかと思われる。

さらに、「軽視的用法」として挙げられているもう一つの例を見てみよう：

(34) I get samples sometimes and they just clog up my cupboards. (Lee 1987: 380)

これは医師が患者に、処方箋を出すかわりに製薬会社から送られてきた薬のサンプルを提供するというコンテキストの中で行なわれた医師の発言で、全体の意味は「ときどき（製薬会社から）薬のサンプルをもらうのだが、それで棚がいっぱいになってしまうのだ」ということである。この場合、just は「暗示的対照用法」であり、「もらった薬のサンプルで棚がふさがってしまうこと」という「焦点プロセス」が、「もらった薬のサンプルがよりよく利用できること」という仮想的な状況から成る「参照対象プロセス」との比較の上で話者によって軽視的に扱われていると解されるとしている。この解釈は不可能ではないが、この場合、事態が発展すると収拾がつかなくなる可能性があり、そのような可能性を持った事態を話者が「軽視的」に扱うという根拠は実際は希薄なのではないかと推測される。そうであるとすると、この just も上の (21) の場合と同様、「焦点プロセス」に対する〈話者の軽視的態度の表明〉に関わるというよりも「焦点プロセス」の事態を「想定される唯一の（現実的）可能性として提示すること（すなわち、「薬のサンプルの他のよりよい利用法がないために、それらは貯まっていっただけになってしまってその結果棚をふさいでしまうこと」を伝えること）」に関わるものとして特徴づけるほうが解釈上の妥当性が高いと思われる。すなわちこの場合も、〈想定される唯一の可能性の提示／可能性の限定〉に関わることから、「限定的用法」として分類することが

できるが、それが〈話者の軽視的態度の表明〉という「軽視的用法」の解釈を導く可能性は低く、前例と同様に〈可能性の限定〉ということが〈不可避の現実の受容（の促進）〉という意味合いを持つと考えるのが解釈として自然ではないかと思われる。

3. 「限定的用法」の可能性

2. では Lee (1991) および Lee (1987) の just の意味カテゴリーのうち「軽視的用法」と「限定的用法」に焦点を当て、種々の具体例を用いてその諸相を概観し両者の関連性について考察を進め、さらに「限定的用法」が「軽視的用法」とは異なる意味合いを持つと思われる場合について言及を行なった。以下ではこれまでの議論をふまえて、示唆された「限定的用法」のさまざまな可能性について、この意味カテゴリーの妥当な位置づけと特徴づけに基づいてその談話における機能を適切に捉えることによって追究することを試みる。

3. 1 just の基本的意味と「限定的用法」

小西（編）（1989:974）は副詞 just の基本的意味は「（ある基準からはずれることなく）ちょうど、まさに、きっかり」であるとし、それからさまざまな意味・用法が発達しているとしている。たとえば、基準に合致していて基準を超えないということから「たった……だけ、ただ、ちょっと」「かろうじて」の意味を表したり、時間に関係したコンテキストにおいて完了形や進行形と共に起して「たった今（……したばかりだ）」「ちょうど今（……しているところだ）」の意味で用いられったり、くだけた口語において「全く、本当に」という強意副詞として用いられったり、また単に口調を整えるために特にはっきりとした意味を表さずに用いられったりすることもあるという（小西（編）1989:974, 975）。このうち上で見てきた「限定的用法」に対応するのは、「（基準との合致）に基づく」「たった……だけ、ただ、ちょっと」の意味であると思われるが、just が「ただ、……だけ」の意味で用いられる場合、基本的に「（他の語句ではなく）just によって修飾される語句がふさわしいことを示唆」するとしている（小西（編）1989:980）。これはすなわち、ある言語外事態を記述するための表現の選択肢の中で、just によって修飾される語句を含む当該の表現が他の表現よりも適切（appropriate/felicitous）であるということであり、それは表現レベルにおける〈可能性の限定〉ということである。この特徴づけの妥

当性の検証のために、前にとり上げた次の「限定的用法」の例を見てみよう：

- (2) I just notice it at night.
 (21) I just notice it when I get like this.
 (22) D: Ever had anything seriously wrong with you?
 P: No, just this eye thing.
 (23) I just want a prescription for my pill.

これらの場合、just は〈可能性の限定〉に関わるものであるが、それは「表現レベル」よりもむしろ「事態レベル」において生じるものであると行うことができる。たとえば (2) の場合、いくつかの想定される事態の可能性（＝私がそれに朝／昼／夜／早朝／深夜に気づくこと（など））の中から一つの事態の可能性（＝私がそれに夜気づくこと）を選択し、その特定の一つの事態の可能性に限定されることを示している。このような「事態レベル」における〈可能性の限定〉は、(21)－(23) およびこれまでに見てきた他の「限定的用法」の just の場合にも当てはまると言えてよい。そうだとすると、「表現レベル」における〈可能性の限定〉が存在するとしたらそれはどのような場合であろうか。これは前に挙げた Lee による just の 5 つの意味カテゴリーの中の「強調的用法 (emphatic)」の場合がそれに相当すると思われる：

- (5) He is just amazing.
 (14) The performance was just dazzling.
 (15) It was just impossible.

前に述べたように、これらにおける just はその直後に置かれた述部要素が表す性質・状態などの意味を強める働きをするものである。次の例も同様である：

- (35) The idea was just brilliant. (Peters 2004: 303)
 (36) She was just beautiful. (Dixon 2005: 398)
 (37) You're just beautiful. / I just love your dress. (Swan 2005: 287)
 (38) I just can't understand it. (Quirk et al. 1972: 440; Lee 1987: 394)

これらにおいて、just は“really”, “very”, “simply”などの副詞によって置き換えることができるが、これは「限定」の観点に立てば、その事態を記述するための表現として当該の述部要素の表現（(35)－(38)の場合は“brilliant”, “beautiful”, “love your dress”, “can't understand it”）以外に適切な表現の選択肢が存在しないということであると理解することができる⁽¹³⁾。たとえば (35) の場合だと、「The idea (その考え) を形容するのに“brilliant”（すばらしい）以外の表現はふさわしくない、

まさに“brilliant”としか言いようがない，“brilliant”の一語に尽きる」ということで、just は「表現レベル」における〈可能性の限定〉およびそれに動機づけられた表現の意味の強調に関わるものであると言えよう⁽¹⁴⁾。これはすなわち「強調的用法」とされているものが「限定的用法」の特別な場合として捉えられることを示すものである。

3. 2 「限定的用法」の談話における機能

上では小西（編）（1989）による just の基本的意味の規定について見たあと、「限定的用法」の位置づけと特徴づけのあり方について考察した。「限定的用法」の just は〈事態レベルにおける可能性の限定〉の場合と〈表現レベルにおける可能性の限定〉の場合があり、いわゆる「強調的用法」の just は後者のカテゴリーに相当するものとして捉えることができるが、前者のカテゴリーに属する just は、前節で示唆されたように談話のコンテキストにおいてさまざまな意味合いで用いられる可能性を持っている。Lee の挙げている「軽視的用法」はそのような just の談話コンテキストにおける機能の一つ（〈話者の軽視の態度の表明〉）が慣習化して一つのカテゴリーとして認識されるようになったものと見なすことができるが、「限定的用法」の just の談話機能としてこれ以外に認められるものとして、(31)―(34)に例示される〈不可避の現実の受容（の促進）〉がある。これは〈事態の可能性の限定〉が、談話コンテキストの中で「それをやむをえない現実として受け入れること（を促すこと）」と解釈されるものであり、話者の態度としてはある意味で「軽視的用法」の場合の対極に位置するとも言えるものである。次の例の just にも同様の機能が認められる：

(39) “Who filed for the divorce?” Ray shook his head. “I don’t know. It just happened.”（中村（編）2008:130）

(40) Please don’t ask a technology columnist, “What digital camera should I buy?” That’s like asking, “What car should I buy?” or “Whom should I marry?” There just isn’t a single good answer.

(<http://www.nytimes.com/2005/06/08/technology/circuits/08pogue.html?pagewanted=print&position>)

(39) は提示されている全体の訳は『『どっちが離婚届を出したんだろう？』レイは首を横に振って、『さあな。とにかく、その届は受理されちゃった』』であり、just は「とにかく」と訳されている。「離婚届の提出」をめぐる可能性の選択肢の

中で一つの可能性だけが実現されたことを受けて、「とにかくそうってしまった以上、仕方がないがそれは現実として受け入れざるをえない」と事態の受容の促進の方向への導入が示されていると言える。(40)は「(購入すべきデジタルカメラの選択に関して)唯一の正しい答などない」ということであり、「『唯一の正しい答などない』というのが唯一の現実だから納得してそれを受け入れてほしい」とやはり事態の受容の促進が意図されていると言えよう⁽¹⁵⁾。

「限定的用法」の *just* の談話コンテキストにおける機能として〈話者の軽視的態度の表明〉と〈不可避の現実の受容(の促進)〉について見てきたが、これら以外に認められる談話機能として、次のような例によって示される場合がある：

- (41) How come you don't say *bring on* the subject or *bring out* the subject? You *just* don't. How do you know? You *just* do. Unless, of course, English is not your first language, in which case you simply have to learn these idioms, just as native speakers of English have to learn the idioms of other languages they're studying. (Schwartz 2001:129)

(41)は英語の句動詞の用法について述べているコンテキストにあるもので、英語で“bring up”という句動詞は「(ある話題)を持ち出す」という意味を表すという説明をした後の続きの箇所である。*just* (原文斜体)が二つ用いられているが、その部分までの内容は「なぜ『話題を持ち出す』と言うときに英語では“bring on”や“bring out”とは言わないのか。それは言語の恣意的な慣習の問題だから、説明せよと言われても説明できない。そう言わないから言わないのである。どうしてそれがわかる／それを知っているのか。わかるからわかる／知っているから知っているのである」ということであり、*just*は「その問いに対する答の可能性はそれしがなく、それ以上の説明は不可能である」という意味を表す働きをしていると言える。すなわちこの場合の *just* は、事態についての〈(それ以上の)説明の不可能性の主張〉に関わるものと言うことができる。次の例も同類と見なすことができる：

- (42) I'm afraid I *just* don't know the answer to your question. (小西(編) 1989:982)

この例について小西(編)(1989:982)は「……口語では口調を整えたりするのに *just* を軽く添えることも多く、『ただ、ちょっと』の意で否定を和らげるのにも用いられる」と説明しているが、これも(41)と同様に、「その質問に対する回答の可能性はそれしがなく、それ以上の回答／説明は不可能である」という主張が根底にあると解釈することを妨げられるものではないと思われる。この場合、話者がそ

のような姿勢をとることは、小西（編）（1989）の指摘する否定緩和のモデル化機能とあいまって、その問題についての相手の追及を（間接的に）阻止し、話者が主体となって談話の進行を図る状況の実現のために貢献するものであると言えるであろう。

これまでに見た「限定的用法」の just の談話機能（〈話者の軽視的態度の表明〉・〈不可避の現実の受容（の促進）〉・〈説明の不可能性の主張〉）は、コンテキストによってはそのいずれにも解釈できると思われる場合がある。次の例を見てみよう：

(43) Some children are just slower at learning. (Sargeant 2002: 74)

(44) The novel hasn't died; there just aren't many good novelists around.

(<http://blogs.telegraph.co.uk/culture/harrymount/100044665/the-novel-hasnt-died-there-just-arent-many-good-novelists-around/>)

(43) は「一部の子どもは、ただ（単に）学習する／物を覚えるのに他の子どもよりも時間がかかってしまうのだ」ということに対して話者が「軽視的態度」をとっていると解することもできるし、それを「やむをえない現実」として受容するように促進しているともとれるし、あるいはそれについて「それ以上説明することはできない」と主張しているともとれる。どの解釈が際立つかはそれが置かれる談話のコンテキストに依存すると言える。(44) は「小説というものが死んだわけではない。すぐれた小説家があまりいないだけなのだ」ということに対して話者が楽観的であるか、あるいは（それがただちには変えられない現実であるとして）悲観的であるか、あるいはその両面の感情を抱いているのかはその談話コンテキストによって決まってくることである。これらの例は、just が関わる〈事態レベルにおける可能性の限定〉がそのコンテキストによって多様な機能を帯びることを示すものとして理解することができる。

4. 結語

本稿では、英語の副詞 just の意味の構造を論じた Lee (1991) および Lee (1987) を出発点として、そこに提示された意味カテゴリーのうちまず「軽視的用法」と「限定的用法」に焦点を当て、具体例を挙げながらその諸相を概観し両者の関連性について考察した上で、「限定的用法」が関わる〈可能性の限定〉が種々の場合にいかなる解釈を許容するかを検討することによって、この用法の諸相を構造

的に把握することを試みた。「限定的用法」の just の意味の広がりには多様であるが、その意味（〈事態レベルにおける可能性の限定〉・〈表現レベルにおける可能性の限定〉）と談話コンテキストにおける機能（〈事態レベルの可能性の限定〉と結びついた〈話者の軽視的態度の表明〉・〈不可避の現実の受容（の促進）〉・〈説明の不可能性の主張〉）を区別することによりそれを整理する方法を示した。ここで扱った問題は just の意味構造の一端にすぎないが、just の〈限定の含意〉のありさまを捉えるための視点を提示することができたとしたら本稿の目的は達成されたことになる。just の談話機能に関しては、さらなる可能な種類の認定およびその相互関係の追究による体系化を進めることが必要であるが、それについては稿を改めたいと思う。

注

1. 以下で単に just と言う場合は、「副詞の just」のことを指すものとする。
2. Lee (1991) は Lee (1987) のアプローチを拡張・発展させたものである。後者においては“depreciatory”, “restrictive”, “specificatory”, “emphatic”の4つの意味カテゴリーを設定している。
3. just の意味は多岐に渡るために、多義 (polysemy) あるいは同音異義 (homonymy) の観点から論じられるが (cf. Dixon 2005:398), Lee (1987) および Lee (1991) において提示されている意味カテゴリーは、各々 just に内在する互いに明確に区別される語義として多義の構造を成すものではなく、just を特徴づける「限定 (restriction)」の概念とそれが生じる発話のコンテキスト要素との相互作用による意味生成の結果生じるものであるとしている。これは Moore and Carling (1982) の提唱する言語観・意味観に基づいたものである。
4. (11) はいわゆる「達成動詞 (achievement verbs) の進行形」の場合であるが、この場合進行形によって表されるのは「達成の時点 ((11) の場合ならば、「宿題をすることが終了する時点」)」に先行し、かつその「達成の時点」に比較的近く、相対的に際立ちの高い時間的領域によって構成されるプロセスである (cf. 友澤 2002)。そうするとこの場合、その「達成の時点」という明確な基準時を境として、(進行形によって表される)「達成前の時間領域」と(進行形によって表されない)「達成後の時間領域」という対立的な時間領域が生じることになるが、just によって表されるのは前者の時間領域の中の境界に近接した部分 (すなわち、「達成の時点の直前の時」ということになる。なお、Quirk et al. (1985:581) ではこのような進行形や完了形 (*He's just stopped talking*) に用いられる just を「時間下接詞 (time subjuncts)」の一種として扱っているが、Lee (1987) および Lee (1991) ではそのような分類は行わず、(11) は (10) と同様 specificatory (指定的) / marginal (境界的) の用法の just であり、それがこのように時間的な意味合いで用いられているのはそれと (テンス・アスペクトの型式の一つである) 現在進行形との相互作用によるものであるとしている (cf. Lee 1987:391)。

5. 排他的な所属カテゴリーの認定はいわゆる「排除の誤謬 (exclusionary fallacy)」であるとして退けられる (cf. Langacker 1987:28; Langacker 2008:13)。
6. すなわち、このような just は命題内容の表現をやりとり (interaction) の参与者の態度や役割に適応したものにする働きをするもので、Halliday (1970) の機能文法における言語体系の構成部門のうち「概念的部門 (ideational component)」ではなく「対人的部門 (interpersonal component)」に属するものであり、Halliday (1976:28) の言う「モダリティ (modality)」の領域に関わるものであるという (Lee 1987:384; Lee 1991:51)。
7. ただし (2') は (16) を「含意 (implicature)」として持つことはある (Lee 1991:60)。
8. Huddleston and Pullum (2002:930) は命令文に用いられた just は、please や付加疑問の will you? などと同様に、「命令 (telling)」ではなく「要請・依頼 (asking)」の発語内の力を表示する手段であるとしている (例: *Just hold a hammer for me a moment.*)。ただし、このような just はつねに命令的意味の緩和に関わるとは限らず、ときにはそれを強化する働きを示すこともあるという (cf. 小西 (編) 1989:980; 安藤・山田 (編著) 1995:303; 小西 (編) 2006:650)。また、Lee は命令文の just を「非対照用法」として分類しているが、Bolinger (1977:174, 175) は命令文に用いられた just の中のある種のものに関して異なる見解を述べている。
9. (20) を含む Lee (1987) に挙げられている用例は 1980 年にオーストラリアのブリズベン (Brisbane) 地域で行なわれた医師と患者のやりとりのコーパスに基づいている (Lee 1987:377, 378)。
10. この例は中学校二年英語教科書にあるもので、このやりとりは航空機が着陸する前に機内で入国カード (landing card) が配られたときの乗客の子どもと乗務員との会話である。
11. この just と同一の機能を持つものに simply がある (例: *Fame is simply a matter of being in the right place at the right time.* (OALD⁶))。
12. 「限定的用法」のすべての場合が「軽視的用法」として解釈されるとは限らないという点については Lee (1987:386) を参照。
13. Swan (2005:287) はこの just は “simply”, “there’s no other word for it” の意味を表す強調語 (emphasizer) であると述べている。
14. このような just は、言語表現の適切さについてコメントする機能を持った表現であるという意味で、メタ言語的 (metalinguistic) であると言える。この just と同一の機能を持つものに simply がある (例: *That’s simply absurd.* (毛利 1972:15))。これは「メタ言語を対象言語に埋没させた表現」(cf. ibid.) であり、特に英語にはしばしば見られるものである (cf. *People have noses, but elephants have trunks.*)。認知言語学の観点からも論じられているメタ言語否定 (metalinguistic negation) もこの一種である (cf. Lakoff 1987:131, 132)。
15. このような just は単に強調を表すものとされることがある (例: *There just isn’t enough time.* (小西 (編) 1989:986))。しかしその場合も、談話のコンテキストによって話者がその事態を唯一の (不可避な) 現実として提示して、その受容の促進を意図しているものと解釈できる可能性がある。あるいはまた、そのような強調を表すとされる just の中には、前述の「限定的用法」における〈表現レベルにおける可能性の限定〉に関わるものと見なされて、「……としか言いようがない、……の一語に尽きる」と直後の述部要

素の意味を強める働きをしていると解釈できる場合もある（例：*I just was very fortunate, I think.* (ibid.))。このような強調を表す用法についてはさらなる検討が必要であると思われる。

参考文献・例文出典

- 安藤貞雄・山田政美（編著）（1995）『現代英米語用法事典』東京：研究社。
- 小西友七（編）（1989）『英語基本形容詞・副詞辞典』東京：研究社出版。
- 小西友七（編）（2006）『現代英語語法辞典』東京：三省堂。
- 友澤宏隆（2002）「英語進行形概念構造について」西村義樹（編）『シリーズ言語科学 第2巻 認知言語学Ⅰ：事象構造』, 137-160. 東京：東京大学出版会。
- 中村保男（編）（2008）『英和翻訳表現辞典 基本表現・文法編』東京：研究社。
- 堀口俊一ほか（編）（2009）『TOTAL ENGLISH 2』東京：学校図書。
- 毛利可信（1972）『意味論から見た英文法』東京：大修館書店。
- Bolinger, Dwight (1977) *Meaning and Form*. London: Longman.
- Dixon, Robert M. W. (2005) *A Semantic Approach to English Grammar*. Second Edition. New York: Oxford University Press.
- Halliday, Michael A. K. (1970) "Language structure and language function," In: J. Lyons (ed.), *New Horizons in Linguistics*, 140-165. Harmondsworth: Penguin.
- Halliday, Michael A. K. (1976) "The form of a functional grammar," In: G. Kress (ed.), *Halliday: System and Function in Language*, 7-25. Oxford: Oxford University Press.
- Hill, L. A. (ed.) (1991) *The Penguin English Student's Dictionary. (PESD)* Harmondsworth: Penguin.
- Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lakoff, George (1987) *Women, Fire, and Dangerous Things: What Categories Reveal about the Mind*. Chicago: Chicago University Press.
- Landau, Sidney I. et al. (eds.) (2000) *Cambridge Dictionary of American English. (CDAE)* Cambridge: Cambridge University Press.
- Langacker, Ronald W. (1987) *Foundations of Cognitive Grammar*, vol. I: *Theoretical Prerequisites*. Stanford: Stanford University Press.
- Langacker, Ronald W. (2008) *Cognitive Grammar: A Basic Introduction*. New York: Oxford University Press.
- Lee, David A. (1987) "The semantics of *just*," *Journal of Pragmatics* 11, 377-398.
- Lee, David A. (1991) "Categories in the description of *just*," *Lingua* 83, 43-66.
- Leech, G. (2004) *Meaning and the English Verb*. Third Edition. Harlow: Pearson Longman.
- Moore, T. and C. Carling (1982) *Understanding Language: Toward a Post-Chomskyan Linguistics*. London: Macmillan.

- Oxford University Press (ed.) (2004) *Oxford Practical English Dictionary*. (OPED) Oxford: Oxford University Press.
- Peters, Pam (2004) *The Cambridge Guide to English Usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1972) *A Grammar of Contemporary English*. London: Longman.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- Sargeant, Howard (2002) *Understanding Prepositions*. Singapore: Learners Publishing.
- Schwartz, Jane (2001) *Kaplan Grammar Power*. Second Edition. New York: Simon & Schuster.
- Swan, Michael (2005) *Practical English Usage*. Third Edition. Oxford: Oxford University Press.
- Sykes, J. B. (ed.) (1982) *The Concise Oxford Dictionary of Current English*. Seventh Edition. (COD⁷) New York: Oxford University Press.
- Thompson, Della (ed.) (1995) *The Concise Oxford Dictionary of Current English*. Ninth Edition. (COD⁹) New York: Oxford University Press.
- Walter, Elizabeth et al. (eds.) (2008) *Cambridge Advanced Learner's Dictionary*. Third Edition. (CALD³) Cambridge: Cambridge University Press.
- Wehmeier, Sally. et al. (eds.) (2000) *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*. Sixth Edition. (OALD⁶) Oxford: Oxford University Press.